

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住者受入・活躍応援計画の変更 (地域政策室、農村振興課)	159	
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	160	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止 ()	161	
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止 ()	〃	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	〃	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ()	〃	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ()	162	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止 ()	〃	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の休止 ()	〃	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 ()	163	

○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	163
○公共測量の終了 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	〃
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所)	164

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (中丹広域振興局)	〃
○森林法に基づく中止命令 (山城広域振興局)	166

公 営 企 業

○落札者の決定	〃
---------	---

府 議 会

○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会派異動届	〃
-----------------------------	---

公 安 委 員 会

○一般競争入札の実施	〃
------------	---

内水面漁場管理委員会

○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示	169
○コイの持ち出し等に関する制限	〃
○令和8年度漁業権者別増殖目標数	〃

正 誤

○令和8年2月24日付け京都府公報第691号中	170
○令和8年3月13日付け京都府公報第696号中	〃

告 示

京都府告示第144号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和3年京都府条例第25号)第8条第5項の規定において準用する同条第1項の規定により、移住者受入・活躍応援計画の変更を次のとおり認定した。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定活躍応援計画の名称	京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例施行規則（平成28年京都府規則第21号）第10条第3項第2号に掲げる事項			変更の理由	変更認定年月日
	変更事項	変更前	変更後		
移住者等との協働による「水源の里」ブランディング強化計画	計画期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで	集落のブランディング、移住希望者の交流機会の創出等を推進し、市全域における定住人口・交流人口の更なる拡大を目指すため、本計画に基づく取組を1年間延長するもの	令 8. 3. 27
“まちいなか”エリアを核とした「若者に選ばれる」まちづくり計画	〃	〃	〃	移住者等が活躍できる地域づくりを進める上で、移住者の受入れや住まいの確保に向けた空き家の掘り起こしなど、地域と連携した取組を継続させていくことが重要であることから、本計画に基づく取組を1年間延長するもの	

京都府告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
訪問看護ステーションはるか	亀岡市本梅町中野林垣内19の1	株式会社ヘルスサポートぱんたま	令 8. 1. 30
のぞみりハビリ看護ステーション	〃 下矢田町2丁目7の2 エンジェリア2000の103	合同会社Libra	8. 4. 1
訪問看護ステーションオレンジ城陽	城陽市寺田乾出北46の2 TタウンB棟105	医療法人ひまわり会	〃
訪問看護ステーションおおきに	長岡京市東和苑1の5	株式会社ナガサン	8. 2. 3
ウエルシア薬局京都八幡男山店	八幡市八幡福緑谷149の1	ウエルシア薬局株式会社	8. 3. 1
京寿薬局田辺西店	京田辺市田辺中央6丁目3の5 ケイサンユニティ1F	株式会社京寿薬品	8. 2. 1

京都府告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
飯塚歯科医院	宇治市木幡西浦31の2	飯塚 毅	令 8. 1. 26
京寿薬局田辺西店	京田辺市田辺中央6丁目2の4	株式会社京寿薬品	8. 1. 31

京都府告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休止年月日
訪問看護ステーションオリーブ	亀岡市曾我部町重利矢折55の3	株式会社 ヴィー・コンシエル	令 8. 3. 1

京都府告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	休止年月日
株式会社 ヴィー・コンシエル	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーションオリーブ	亀岡市曾我部町重利矢折55の3	令 8. 3. 1

京都府告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
菊池 誠司	リボアップあん摩治療院今出川	京都市上京区東上善寺町160 コスモロード今出川B 1 F	令 8. 2. 17
廣田 幸希	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスビル1 F	8. 2. 3
菊池 誠司	きんにく指圧治療院	長岡京市馬場1丁目1の4 シャトウ壇201	8. 2. 17
廣田 幸希	石山東洋鍼灸・整骨院	大津市松原町4の8 リバーサイド桂1 F T101	8. 1. 30

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
訪問看護ステーションはるか	亀岡市本梅町中野林垣内19の1	株式会社ヘルスサポートばんたま	令 8. 1. 30
のぞみりハビリ看護ステーション	// 下矢田町2丁目7の2 エンジェリア2000の103	合同会社Libra	8. 4. 1
訪問看護ステーションオレンジ城陽	城陽市寺田乾出北46の2 TタウンB棟105	医療法人ひまわり会	//
訪問看護ステーションおおきに	長岡京市東和苑1の5	株式会社ナガサン	8. 2. 3
ウエルシア薬局京都八幡男山店	八幡市八幡福祿谷149の1	ウエルシア薬局株式会社	8. 3. 1
京寿薬局田辺西店	京田辺市田辺中央6丁目3の5 ケイサンユニティ1 F	株式会社京寿薬品	8. 2. 1

京都府告示第150号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

京都府告示第151号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
飯塚歯科医院	宇治市木幡西浦31の2	飯塚 毅	令 8. 1. 26
京寿薬局田辺西店	京田辺市田辺中央6丁目2の4	株式会社京寿薬品	8. 1. 31

京都府告示第152号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休止年月日
訪問看護ステーションオリーブ	亀岡市曾我部町重利矢折55の3	株式会社 ヴィー・コンシェル	令 8. 3. 1

京都府告示第153号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	休止年月日
株式会社ヴィー・コンシェル	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーションオリーブ	亀岡市曾我部町重利矢折55の3	令 8. 3. 1

京都府告示第154号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
菊池 誠司	リボアップあん摩治療院今出川	京都市上京区東上善寺町160 コスモロード今出川B 1 F	令 8. 2. 17
廣田 幸希	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスビル1 F	8. 2. 3
菊池 誠司	きんにく指圧治療院	長岡京市馬場1丁目1の4 シャトウ壇201	8. 2. 17
廣田 幸希	石山東洋鍼灸・整骨院	大津市松原町4の8 リバーサイド桂1 F T101	8. 1. 30

京都府告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
与謝郡与謝野町字明石小字釜谷1621、1622、小字鎌谷7038の4から7038の6まで、7038の9から7038の12まで、小字滝谷7041、7042の1、7042の3、7044の2（次の図に示す部分に限る。）、7045の2、7045の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字釜谷1621・小字滝谷7041（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹

種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第378号）が令和8年3月10日終了した旨測量計画機関の長である井手町長から通知があった。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
綴喜郡井手町全域

京都府告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月27日から令和8年4月10日まで縦覧に供する。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 間人大宮線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
京丹後市丹後町成願寺小字込南1854の1から	前	m	m	旧道の区域の廃止
京丹後市丹後町成願寺小字中地1154を経て		最小 5.2 最大 29.4	734.5	廃道延長 684.4m
京丹後市丹後町成願寺小字大門1286の3まで				幅員
京丹後市丹後町成願寺小字込南1854の1から	前			最小 5.2m 最大29.4m
京丹後市丹後町成願寺小字カヤノ1440の1を経て		最小 11.7 最大 38.5	603.8	予定日 令和8年3月31日
京丹後市丹後町成願寺小字大門1286の3まで				

京丹後市丹後町成願寺 小字込南1854の1から				
京丹後市丹後町成願寺 小字カヤノ1440の1を 経て	後	最小 11.7 最大 38.5		603.8
京丹後市丹後町成願寺 小字大門1286の3まで				

4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画下水道事業（昭和49年京都府告示第566号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
大山崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画下水道事業
京都府桂川右岸流域関連大山崎町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年10月4日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



京都府告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治都市計画下水道事業（令和2年京都府告示第662号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
城陽市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
京都府木津川流域関連城陽市公共下水道

- 3 事業施行期間
令和2年12月11日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



京都府告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治都市計画下水道事業（令和5年京都府告示第324号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 27 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
久御山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
京都府木津川流域関連久御山町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和58年1月31日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
令和7年京都府告示第317号の事業地のうち久世郡久御山町森大内、北大内、市田南観世、東一口モタレ、西一口西池、野村西浦及び相島曾根地内において事業地を変更する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
グンゼ開発株式会社
尼崎市塚口本町四丁目8番1号
代表取締役 熊田 誠
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス綾部店
綾部市青野町六反目12番1ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 五味 肇
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年11月6日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,172平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
ア 駐車場の収容台数
42台
イ 駐輪場の収容台数
33台
ウ 荷さばき施設の面積
32.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
7.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和8年3月5日
- 3 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和8年3月27日から令和8年7月27日まで
- 5 意見書の提出先

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西舞鶴店
舞鶴市字京田小字三角162番1ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年11月10日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,223平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
ア 駐車場の収容台数
53台
イ 駐輪場の収容台数
7台
ウ 荷さばき施設の面積
40.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
10.92立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店

- 時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時
 閉店時刻 午後9時45分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
 令和8年3月9日
- 3 縦覧場所
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
 令和8年3月27日から令和8年7月27日まで
- 5 意見書の提出先
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3の規定により、次のとおり開発行為の中止を令和8年3月16日に命じた。

令和8年3月27日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 命令に係る土地の所在場所
 相楽郡南山城村大字野殿小字野口64番ほか（区域図で示した区域のとおり）
- 2 命令の内容
 1の土地における開発行為を中止すること。
- 3 その他必要な事項
 （「区域図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課において縦覧に供する。）

公 営 企 業

京都府公営企業告示第4号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年3月27日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調達の名称及び数量
 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 京都府流域下水道事務所総務課
 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- 3 落札決定日
 令和8年1月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
 丸紅新電力株式会社
 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
 490,516,778円
- 6 契約の方法
 一般競争入札
- 7 入札公告日
 令和7年11月28日

府 議 会

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第2項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があった。

令和8年3月27日
 京都府議会議長 荒 巻 隆 三

会派の名称	異動年月日	異動事項	新	旧
府民クラブ京都府議会議員団	令8.3.12	所属議員の数	5名	6名
自由民主党京都府議会議員団	8.3.13	〃	28名	27名

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年3月27日
 京都府警察本部長 吉 越 清 人

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務の名称及び数量 ヘリコプター「みやこ」耐空証明更新点検整備一式</p> <p>(2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日（水）まで</p> <p>(4) 履行場所 京都府警察本部長が指定する場所</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部総務部会計課調度係 電話075-451-9111 内線2256</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付等</p> <p>ア 交付期間 令和8年3月27日（金）から令和8年4月22日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。</p> <p>イ 入手方法</p> <p>(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。</p> <p>(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。</p> <p>ア 大分類「車両・船舶類」—小分類「航空機」</p> <p>イ 大分類「機器等保守点検」—小分類「その他」</p> <p>(3) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項に規定する業務の能力のうち、同項第3号の「航空機の整備及び整備後の検査の能力」及び同項第4号の「航空機の整備又は改造の能力」の認定を国土交通大臣から受けている者であること。</p> <p>(4) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の規定により「総重量3トン以上の回転翼航空機修理事業」の許可を経済産業大臣から受けてい</p>	<p>る者又は同法第2条の8の規定により当該事業の区分の変更許可を経済産業大臣から受けている者であること。</p> <p>(5) 航空機製造事業法第9条第1項に規定する経済産業大臣の認可を受けた「修理の方法（アグスタ式A109E型）」による修理を行う者であること。</p> <p>(6) 「アグスタ式A109E型」の機体製造者であるレオナルド社（旧アグスタ社）からメンテナンスセンターとしての認定証を取得している者であること。</p> <p>(7) 1の(1)の業務を履行期間内に確実に履行することができる者と認められる者であること。</p> <p>(8) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>(9) 契約担当者の検査に応じ、航空機整備を保証することができる者であること。</p> <p>(10) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認</p> <p>入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間等</p> <p>ア 提出期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>(ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までの間に提出すること。</p> <p>(イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>(2) 確認通知 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。</p> <p>(ア) 資格審査申請書の提出期間 令和8年3月27日（金）から令和8年4月9日（木）まで ただし、日曜日及び土曜日を除く。提出時間</p>
---	---

は、午前9時から午後5時までとする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段
原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年5月8日(金) 午前11時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年5月7日(木) 必着

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of work

Comprehensive Inspection and Maintenance Services for Renewal of the Certificate of Airworthiness of the Helicopter "Miyako" Maintenance, 1set

(2) The time, date and place for tender

11:00 a.m., Fri., May 8th, 2026

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Due date for tender from submission by mail

Thu., May 7th, 2026

- (4) The time, date and place for the opening of tender
11:00 a.m., Fri., May 8th, 2026

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural
Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

- (5) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2256

内水面漁場管理委員会

京都府内水面漁場管理委員会告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

京都府内水面漁場管理委員会
会長 西野 麻知子

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式及び別記第15号様式

中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和8年3月27日から施行する。
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府内水面漁場管理委員会指示第26号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年3月27日

京都府内水面漁場管理委員会
会長 西野 麻知子

1 指示の内容

府内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、他の水面から持ち出したコイを放流してはならない。ただし、コイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2 指示の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

漁業法（昭和24年法律第267号）第168条の規定による第五種共同漁業権に係る令和8年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定める。

令和8年3月27日

京都府内水面漁場管理委員会
会長 西野 麻知子

上段 尾数 単位：千尾
(発眼卵は万粒、産卵場造成は箇所)
下段 重量 単位：kg

漁場番号	漁業権者	あゆ	こい	ふな	うなぎ	はえ		ます類			かわよしのぼり		てながえび
						種苗 放流	産卵場 造成	河川	濃密 放流区	発眼卵 放流	種苗 放流	産卵場 造成	
京内共第1号	上桂川漁業協同組合	335 2,345	0 0		1 10	43 150	2	30 150			60 30	1	
京内共第2号	大堰川漁業協同組合	66 460	0 0	5 100	1 10			15 75					
京内共第3号	保津川漁業協同組合	86 600	0 0	10 200	1 10		1	6 30		2		1	
京内共第4号	京淀川漁業協同組合	4 30	0 0	7.5 150	1 10		1	2 10					
京内共第5号	賀茂川漁業協同組合	43 301	0 0	5 100	1 10		3	8 40		3		3	
京内共第6号	宇治川漁業協同組合	43 300	0 0	5 100	1 10	14 50	3	2 10					
京内共第7号	木津川漁業協同組合	66 460	0 0	7.5 150	1 10	14 50		6 30					
京内共第8号	美山漁業協同組合	290 2,030	0 0	5 100	1 10	34 120	2	16 80	120 600		60 30	2	
京内共第9号	和知川漁業協同組合	43 300	0 0					15 75					
京内共第10号	上林漁業協同組合	43 300	0 0	0.5 10	1 10			4 20					
京内共第11号	由良川漁業協同組合	143 1,000	0 0	10 200	1 10	29 100		10 50					57 40
京内共第12号	久多漁業協同組合	21 150			1 10			20 100	60 300				
京内共第13号	東別院漁業協同組合	10 70	0 0		1 10			2 10					
京内共第14号	上宇川漁業協同組合	10 70											
京内共第15号	野間漁業協同組合	54 380			1 10			10 50					
京内共第16号	京都府漁業協同組合 (網野支所)		0 0	0.5 10	1 10								
合 計		1,256 8,796	0 0	56 1,120	14 140	134 470	12 0	146 730	180 900	5 0	120 60	7 0	57 40
		7.0g 換算	20g 換算	20g 換算	10g 換算	3.5g 換算		5g 換算	5g 換算		0.5g 換算		0.7g 換算

備考：はえ及びかわよしのぼりについては、種苗放流又は産卵場造成のいずれかとする。

正 誤

令和8年2月24日付け京都府公報第691号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
91	右	下から9	村上 昌之	村上 晶之

令和8年3月13日付け京都府公報第696号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
128	左	下から7	令和8年4月27日 (月)	令和8年4月13日 (月)